

名取市家庭児童相談システム構築・保守業務仕様書

1 業務名

名取市家庭児童相談システム構築・保守業務

2 目的

当市に導入している児童家庭相談システムの機器の更新時期となっている。そのため業務継続や安定した業務運営を目的とし、最新の機器への入替および昨今、児童虐待相談に対応する中で、今度増加する複雑な相談への対応をより一層強化するため、新たな管理システムを導入することにより、業務の効率化及び安定運用を図る。

3 システムの基本要件

本業務の基本要件は次のとおりである。

- (1) 職員が利用しやすい画面設計およびWebシステムであること。
利用するブラウザはMicrosoft Edge とする。
クライアントの詳細は、4 (2) ② クライアント要件を参照すること。
- (2) 導入するシステムは、サーバーを庁舎内に設置し、構築するオンプレミス方式とする。
- (3) ユーザーをID及びパスワードにより管理し、システムを使用できるユーザーを制限できること。また、ID毎に使用できる処理を設定することにより、運用の制御が行えること。
- (4) システム稼働後、平日（月曜から金曜）の午前8時30分から午後5時15分までの間、運用に関する問合せに関して、速やかに対応すること
- (5) 法改正等により、管理内容の変更や新たな登録内容の追加、保存された情報の更新が必要な場合に柔軟に対応できるシステムであること。
- (6) 本仕様書に記載ないものであっても、システムの稼働を実現する上で必要なものは全て含めること。

4 業務内容

(1) システムの業務範囲

① 家庭児童相談システムの構築

- (ア) システム導入に係る要件定義・設計、開発・テスト、パッケージシステムの導入や環境設定、操作や運用研修を行うこと。
- (イ) 本市から提示した仕様がパッケージシステムにおいて対応していない場合は、必要に応じてカスタマイズにより対応すること。
- (ウ) 本システムが稼働する業務サーバー及びクライアントに対し、必要な設定作業を行うこと。
- (エ) 今回調達機器の設置・契約満了時のデータ削除・廃棄を含むものとする。

② システム運用保守

本システムの保守業務対応については、契約期間を導入後60か月とし、以下の保守対応を行うこと。

(ア) 安定稼働のための運用体制、環境、セキュリティ管理等が整備されていること。

(イ) システムの安定稼働のために必要なサーバー等のハードウェア保守、システム保守、運用支援を行うこと。

(ウ) システム保守には軽微な法・制度改正に伴うシステム改修を含むこと。なお、大規模な法・制度改正については別途協議とする。

(エ) 法改正などの早期対応に備えたアップデートの仕組みを有していること。

(オ) ソフトウェアの操作・運用の問合せに対して、的確に対応すること。

(カ) システムに関する問合せ専用窓口を設置することで窓口を一本化すること。

(2) システムの前提条件

ハードウェアについては、システムに必要な性能・拡張性・信頼性が高い構成とすること。
ハードウェアについては、事業者にて提案した機器構成の調達まで含む為、受託者がハードウェア保守できる機器を選択・導入すること。

① サーバーの要件

(ア) 特定のハードウェアに依存せず一般的に市販されている汎用的なサーバー上で動作すること。

(イ) 利用者数や端末数に見合う処理性能の構成とし、業務データ保全の観点からも障害等を考慮した冗長化対策を施すこと。

(ウ) 各種ミドルウェア（データベース、Webサーバー、スクリプト言語など）はグローバルスタンダードなソフトウェアを採用すること。（企業独自のミドルウェアは不可）

(エ) 業務データや操作ログなどのバックアップが取得できること。

(オ) 一時的な停電に対応できるように無停電電源装置（UPS）を備えること。UPSからの電力供給時間内にシステムの自動停止が行えること。供給電力の回復時にはシステムの自動再起動が行えること。

(カ) システム利用期間は最低5年間を想定すること。

(キ) 導入するサーバーの台数は次の通りとする。

1. 業務サーバー × 1台

サーバーの要求仕様は次の通りである。なお、OSライセンス・ミドルウェアライセンスなど業務システムの利用に際し、必要になるライセンスや周辺機器などを全て含むこと。（セキュリティライセンス、クライアントアクセスライセンス（CAL）については本市で所有しているため本業務には含めない）

項目	仕様・製品名など
サーバー形状	ラック型サーバー
性能要件	クライアント10台からの業務利用で問題ない性能（応答時間：平均照会時間10秒以内、平均登

	録時間 20 秒以内) であること。
OS	問わないが、別途定める保守業務の終期までの間、製造元のサポートが確保された状態を保つ（サポートが切れる場合はバージョンアップを行う）こと。
セキュリティ関係	OS 標準のウィルス対策機能及びファイアウォールを有効化すること。また、システムの制約上、デフォルトのセキュリティ設定を緩める（メモリ整合性の無効化など）を行う必要がある場合は、当市と協議のうえ行うこと。
脆弱性対応	権限の無い者が機器に物理的にアクセスせずに設定変更や任意のコードを実行できるなど、深刻な脆弱性が明らかになった場合は、当該脆弱性を速やかに解消すること。
入出力装置	不要。ただし KVM スイッチ（N8191-16 サーバスイッチユニット(8Server)）へ接続すること。そのためのケーブルも受託者が手配すること。
無停電電源装置（UPS）	ラック型

② クライアントの要件

クライアントについては当市にて別途調達するため含めないが、以下のクライアント環境で問題なく動作すること。

項目	仕様
CPU	Intel 製及び AMD 製（x86/x64）
光学ドライブ	未搭載
外部記憶装置	当市指定の暗号化 USB メモリのみ接続可
OS	Windows11 24H2（導入時）。別途定める保守業務の終期までの間、サポートされたバージョンで動作すること。なお、Feature Update は概ねリリースから 6 月～12 月の間に実施しているので、新しいバージョンで障害が発生する場合は報告し、当市が当該端末に適用するまでの間にシステムを修正すること。
プロファイル	ローカルプロファイル ※現在は同じユーザープロファイルで運用しているが、個人ごとに異なるプロファイルで運用することを検討中。
ネットワーク	Active Directory で構築されたドメインに参加している。

ブラウザ	Microsoft Edge
その他	住民情報システム「COKAS-R4G」及び健康管理システム「健康かるて」を同じ端末で使用している。

なお、当市の基幹系ネットワークは物理端末のほかに SBC（サーバーベースコンピューティング）方式による仮想端末も採用しており、当該環境を以下に示す。必須要件とは定めないが、動作しない場合はその理由（OS の問題なのか移動プロファイルの問題なのか、など）を明示すること。

項目	仕様
OS	Windows Server 2022 21H2
セッションホスト台数	3 台
プロファイル	移動プロファイル（個人ユーザー毎）
ネットワーク	Active Directory で構築されたドメインに参加している。
ブラウザ	Microsoft Edge
その他	住民情報システム「COKAS-R4G」及び健康管理システム「健康かるて」を同じ端末で使用している。

③ プリンターの要件

プリンターについては当市にて別途調達するため含めない。

④ ネットワークの要件

(ア) 現行の基幹系（住民情報利用事務系）ネットワーク（Active Directory で構築したドメイン）を使用し、システムを構築すること。現行の基幹系ネットワーク上にシステムを構築するために必要なネットワーク設定情報については本市より提供する。

(イ) TCP/IP プロトコルを基本とし、ミドルウェアに依存する独自プロトコルを使用しないこと。

⑤ 機器設置・調整

導入する全ての機器の設置・調整を行い、システム稼働に必要な設定を施した上で動作確認すること。

(ア) 設置作業

当市が配備した各機器への電源を使用し、必要な設置作業を行うこと。受託者は設置に必要な電源諸元などの情報を事前に提供すること。

(イ) サーバーラック

当市が指定する既設のサーバーラック（19 インチ 42U モデル）へサーバー関連機器を収納・設置すること。

(ウ) サーバーコンソール

当市が指定する既設のコンソールとキーボードやマウスとサーバーを接続すること。

(エ) ケーブル類（電源・LAN・KVM・その他）の接続及び配線

当市が指定する接続口へ接続すること。

必要な電源・LAN・KVM 及びその他のケーブルは 3 m を超えない範囲で足りる場合には受託者が手配すること。接続する際は適切な余長をとり、その両端に接続先を表示すること。特段の事情が無い限り過剰な余長（3m 程度の必要長に対して 30m のケーブルを選択するなど）は不可とする。

また、余長が発生する場合は適切に束ねる、エアフローや職員の動線を妨げないようにするなど、ケーブルマネジメント上問題とならないように配線すること。

なお、OA フロア下に余長を収納することは原則として不可とする。

⑥ システム利用者と利用時間

(ア) システム利用者・端末数

同時利用のユーザー数は最大で 10 台までを可能とすること。

システムを利用する登録可能な人数は端末の台数によらず利用する職員の増大を見込んで登録できること。

(イ) システムの稼働時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働とする。（サーバーの再起動、メンテナンス時間を除く）

5 業務要件

① システム要件

本システムにおける機能要件への基本的な考え方は以下の通りとし、詳細な要件については、要件定義・基本設計の工程において受託者と協議の上、決定する。

(ア) 機能要件

本システムの利用条件（利用者数や利用時間帯）を考慮し、繁忙時においても円滑に業務運用ができる安定したシステム機能が確保できること。また、当市が要求する機能要件を充足すること。（別紙、「名取市家庭児童相談システム機能要件適合表」を参照のこと）

② 業務データ保存要件

(ア) システム利用期間中において要保護児童に関する各種情報は継続して保存すること。

(イ) システム利用期間（5 年間）経過後の業務データの増加を考慮したシステム構成を提案すること。

6 システム基本仕様

(1) 児童基本情報

① 氏名、カナ、性別、続柄、生年月日、電話番号、住所、世帯区分、福祉サービスの利用状況、生活状況等が管理できること。

② 生年月日を入力すると自動的に現在の年齢表示ができること。

③ 氏名（カナ）と生年月日と同じ人物が登録されている際は自動的にチェックし注意を

促すこと。

- ④ ジェノグラムの描画ができること。
- ⑤ 家族情報画面から、児童や保護者などの世帯員へ画面遷移ができること。
- ⑥ 基本情報を修正した場合、変更履歴へ保存されること。

(2) 児童相談情報管理

① 児童相談ケース

- 1 各種手帳の有無、障害等級、生育歴等の管理ができること。
- 2 ケース番号、受付日時、ケース担当者、相談経路、受付形態、相談種別、相談内容の管理ができること。
- 3 対応（処理）の内容と処理日の管理ができること。
- 4 関係機関の管理ができること。
- 5 経過記録（日時、行動区分、対応者、支援内容）の管理ができること。
- 6 終結日と終結理由の管理ができること。

② 業務帳票

- 1 児童記録票の出力ができること。
- 2 ケース進行管理表の出力ができること。
- 3 ケース会議票の出力ができること。
- 4 経過記録表の出力ができること。
- 5 送致書、転出先等への通知書が出力できること。
- 6 相談実績を担当者ごとや全体として集計し、月報として出力できること。

③ 統計帳票

こどもの福祉と保健に関する状況報告の1表、2表、4表、5表が出力できること。

④ 要保護児童等情報共有システムへの対応

こども家庭庁が構築する「要保護児童等情報共有システム」に提供する所定形式の CSV ファイルの出力ができること。

(3) その他の情報の管理・出力機能

- ① ユーザーID、パスワードによる認証ができ、ユーザーは自分自身のパスワードを変更できること
- ② 管理者はユーザーの追加、変更、削除及び権限の設定が行えること。
- ③ 端末IPアドレス、ユーザーIDや操作内容等をログに保存できること。いつどの職員が、どの端末から、どのような操作・処理を行ったのかを把握できること。

(4) 住民基本台帳システム連携

- ① 住民基本台帳システムと連携し、住民基本台帳情報とデータの同期を行う機能を実装すること。連携するファイルは機能別連携 ID001o005/第 3.3 版とする。
- ② SFTP 接続によりオブジェクトストレージ上に格納される差分連携ファイルを日次処理で取り込むこと。

(5) 子ども子育て支援システムとの連携

- ① 子ども子育て支援システムと連携し、子ども子育て支援情報とデータの同期を行う機能を実装すること。連携するファイルは、現在の子ども子育て支援システムが出力可能なCSVデータ（別紙）とする。文字コードは行政事務標準文字（MJ+）とすること。
- ② SFTP 接続によりオブジェクトストレージ上に格納される連携ファイルを日次処理で取り込むこと。

(6) 既存データ移行

本市で稼働しているシステムからのデータ移行作業を受託者側において実施すること。システム稼働までにデータ移行を完了し、システムを稼働できる状態にすること。移行完了時には整合確認を実施し、不整合データについては修正を行い、新システムへ移行すること。修正を行ってもなお移行できないデータはその内容を明示すること。既存システムからのデータ抽出にかかる作業は別途契約するため、本業務には含まれない。

(7) その他

- ① こども家庭センター向けの児童福祉機能、母子保健機能サポートプラン出力機能を標準機能として有すること。
- ② その他当市に有益な機能等があれば提案すること。

7 操作研修の実施、操作説明書の提供

システム導入後、利用者向けの操作研修及び管理者向けの運用研修を当市が用意する施設にて実施すること。なお、研修には本システムを利用すること。

研修内容は以下の通り。（本庁での集合研修を想定）

(1) 利用者向け操作研修

対象者 10名程度 時間数 半日程度 1回

(2) 管理者向け研修

対象者 4名程度 時間数 半日程度 1回

(3) 操作説明書の提供

- ① 研修で使用するマニュアルを作成し、対象者分の部数を準備すること。
- ② 操作説明書はオンラインでの提供も可とし、成果物として必要最小限の部数を提供すること。

8 履行期間と主な導入スケジュール

(1) 履行期間

① 構築業務について

令和8年9月（予定）から令和9年1月31日までを履行期間とする。

- ・ 契約 令和8年9月上旬
- ・ 導入打ち合わせ 令和8年9月上旬
- ・ 最終納期 令和9年1月31日
- ・ 本稼働 令和9年2月1日～

② 保守業務について

令和9年2月1日から令和14年1月31日までを履行期間とする。

9 その他事項

(1) 導入工程、細部打ち合わせ等

事業者決定後、速やかに導入工程等について、本市と協議し、承認を得たうえで、導入に着手すること。導入にかかる内容の細部については、適宜本市と行うこと。

(2) 納品物

導入に関する仕様書一式及びこれが記録された **CD-R** 又は **DVD-R** を納品すること。

(3) 仕様変更

本仕様の変更を必要とする場合は、あらかじめ申し出の上、本市の承認を得ること。

(4) 記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項は、本市と受注者で協議すること。

(5) 疑義が生じた場合

本仕様書の記載事項等に疑義が生じた場合は、本市と受注者で協議すること。